

## 小牧市告示第142号

小牧市使用料及び手数料条例（昭和39年小牧市条例第13号）別表第2の6の表3の項に規定する市長が定める機関及び建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律（平成27年法律第53号）第30条第1項各号に掲げる基準に適合することを証する書類として市長が定める告示（令和7年4月1日）を次のように改める。

令和7年12月1日

小牧市長 山下 史守朗

第1項の表中「登録住宅性能評価機関」の次に「又は登録建築物エネルギー消費性能判定機関」を加える。

第2項第1号中「（建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令の一部を改正する省令（令和4年経済産業省、国土交通省令第1号）附則第2項又は第6項の規定によりなお従前の例によることとされる法第31条第1項の変更の認定の申請に係る建築物については、同告示に規定する断熱等性能等級4、5、6又は7及び一次エネルギー消費量等級5又は6）」を「、7又は8」に改める。